

## 東住吉区青少年指導員及び青少年福祉委員選考要領

- 1 この選考要領は、東住吉区青少年指導員要綱第6条及び東住吉区青少年福祉委員要綱第6条に基づき、東住吉区における青少年指導員及び青少年福祉委員を選考する手続きを執り行う際にかかる細目を定めることを目的とする。
- 2 東住吉区青少年指導員要綱第5条第3号ただし書き及び東住吉区青少年福祉委員要綱第5条第3号ただし書きに定める「地域における青少年活動の円滑な推進を図るため、弾力的に運用することができる」場合とは、各校下ごとに次のいずれかの事情が生じた場合を指す。
  - (1) 同要綱第4条第2項に定める「区長から通知を受けた定数」に満たない場合
  - (2) その他、校下選考会において真に必要な人材であり、区長がやむを得ないと認めた場合
- 3 様式は次のとおりとする。
  - 様式1 校下選考会からの推薦書《区選考会委員長あて》
  - 様式2 大阪市青少年指導員推薦者名簿
  - 様式3 大阪市青少年福祉委員推薦者名簿
  - 様式4 承諾書《区選考会委員長あて》
  - 様式5 青少年指導員・青少年福祉委員候補者選考会等実施報告書（校下用）

### 附則

この要領は、東住吉区青少年指導員要綱及び東住吉区青少年福祉委員要綱の制定をもって施行とする。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。